

令和4年度
第6回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和4年11月1日(火) 午後3時00分

会 場 盛岡第2合同庁舎3階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 議 題

- (1) 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について
- (2) 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- (3) その他

2 その他

閉 会

令和4年度 第6回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和4年11月1日(火) 午後3時00分～

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	杭田 俊之	岩手大学 教授
	齋藤 信之	元 岩手県労働委員会事務局長
	高橋 和佳子	もりおか女性センター 副センター長
	細田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長
	丸山 仁	岩手大学 教授
労働者代表委員	小菅 孝広	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	原 利光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	吉田 信	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	熊谷 敏裕	岩手県商工会連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	稲原 俊浩	
	労働基準部	労働基準部長	市川 雄三
		賃金室長	菅原 嘉宏
		賃金室長補佐	佐々木 善一

審議会資料一覧

資料 1 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定に関する審議結果報告

資料 2 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する審議結果報告

資料 3 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する審議結果報告

資料 4 岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する審議結果報告

資料 5 「地域別最低賃金 再改正の要請」(岩手労働局長あて)
(共生ユニオンいわて)

令和4年11月1日

岩手地方最低賃金審議会

会 長 丸 山 仁 殿

岩手地方最低賃金審議会

岩手県鉄鋼業、金属線製品、

その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会

部 会 長 細 田 清

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年9月8日、岩手地方最低賃金審議会において付託された岩手
県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について、別添の
とおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
杭 田 俊 之	佐々木 正	神 座 義 久
細 田 清	佐々木 正 人	坪 内 聡
丸 山 仁	佐 藤 翔	藤 田 芳 男

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄铸件製造業（铸铁管，可鍛铸铁を除く）、可鍛铸铁製造業、鉄鋼シャースリット業、铸铁管製造業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 金属線製品製造業（ねじ類を除く）
- (3) その他の金属製品製造業
- (4) (2) 又は (3) に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (3) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 908円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和4年度岩手地方最低賃金審議会合同専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月7日（金）

午前10時00分～午後12時07分

2 議 題

- (1) 特定（産業別）最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 最低賃金制度及び岩手県の最低賃金について
- (3) 主要指標について
- (4) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (5) 審議日程について
- (6) その他

3 審議結果

- (1) 特定（産業別）最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について

岩手県特定（産業別）最低賃金合同専門部会部会長に齋藤委員、部会長代理に高橋委員が選出された。

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会部会長に細田委員、部会長代理に杭田委員が選出された。

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会部会長に細田委員、部会長代理に齋藤委員が選出された。

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長に齋藤委員、部会長代理に杭田委員が選出された。

岩手県自動車小売業最低賃金専門部会部会長に高橋委員、部会長代理に細田委員が選出された。

- (2) 最低賃金制度及び岩手県の最低賃金について

事務局から、今年度の岩手県最低賃金の改正決定の審議経過について説明された。

次に、各種商品小売業を除く5産業から申出のあった特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について、岩手地方最低賃金審議会から改正の必要性有りと答申されたのは、百貨店、総合スーパーを除く4産業（鉄鋼、光学、電気、自動車）であり、今般、各専門部会が設置されることとなったことが報告された。

(3) 主要指標について

「別冊主要統計資料」について、A B Cに区分されており、Aは基本的に行政機関などが発表した既存の資料及び岩手労働局が作成した資料で構成されている。

A-1は岩手県の経済指標として、最低賃金法第9条第2項の「通常の事業の賃金支払能力」に関連するもので、経済状況等の資料であること。

A-2は、岩手県の賃金水準として、法9条2項の「賃金」、A-3は岩手県の生計費として、法9条2項の「労働者の生計費」ということで、法9条2項の三要素の判断資料であること。

A-4からA-10は、岩手労働局が作成した各種資料であること。

Bの項目は、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配布された資料であること。

Cの項目については各行政機関から説明を受けた際の資料であること。

審議においては、これらの資料を参照していただきたい旨、事務局から説明された。

(4) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果等について

事務局から、改正の必要性有りと答申された4産業（鉄鋼、光学、電気、自動車）から提出された「特定（産業別）最低賃金の改正決定を求める申出書」の内容について説明された。

次に、「令和4年賃金改定状況調査結果」及び「令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果」が説明された。

(5) 審議日程について

各専門部会の審議日程（事務局案）について、一部調整の上、下表のとおり決定した。

	鉄 鋼	光 学	電 気	自動車
2回目	10/21 13時	10/13 10時	10/18 15時	10/18 12時
3回目	10/31 12時30分	10/25 9時	10/31 8時	10/27 9時

(6) その他

「専門部会審議結果報告」について、内容の確認を部会長に一任することが承認された。

令和4年度岩手地方最低賃金審議会
第2回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
最低賃金専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月21日（金）
午後1時00分～午後2時40分

2 議 題

- (1) 関係労使参考人からの意見聴取について
関係労働者参考人1名
関係使用者参考人1名
- (2) 金額審議
- (3) その他

3 審議結果

- (1) 関係労使参考人からの意見聴取について
産業振興釜石労働組合長（関係労働者参考人）及び東綱スチールコード株式会社代表取締役社長（関係使用者参考人）から提出された「参考人意見書」を事務局が読み上げた。

- (2) 金額審議

【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

当産業の申出は、労働協約ケースであり、特定(産業別)最低賃金の適用となる事業所は44事業所、労働者は1,649人いる。その中で労働協約を締結しているのは、5事業所、労働者799人であり、割合は48.5%と約半数を占めている。

労働者側としては、協約を結んだ企業の労働条件の向上はもとより、これに基づいた引上げ額を未組織労働者にも拡張適用させることが重要と考えている。

申出している事業所の労働協約のうち、最も低い金額である920円と現行の特定(産業別)最低賃金878円との差額を解消することを求め42円の引上げを提示する。(920円)

【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

製造業の景況は国内では、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制を図りつつ経済活動の正常化が進み景気は緩やかながらも持ち直しつつある。一方、世界

的な金融引締め策等を背景とした世界経済の下振れリスク、ウクライナ危機や円安による原燃料価格の高騰による物価上昇が国内景気の下押し圧力となっている。

岩手県内の状況は、日銀盛岡事務所発表の9月の岩手県企業短期経済観測調査では業況判断指数(DI)全産業で、前回6月調査に比べ「悪い」超幅が縮小しマイナス12ポイントと5ポイント改善されているが、製造業はマイナス20ポイントと前回調査より8ポイント悪化となっている。これは原材料費やエネルギー価格の上昇が響き判断を引き下げる事業者が多かったからと考えている。

財務省東北財務局盛岡財務事務所発表の法人企業景気予測調査(令和4年7-9月期調査)では、企業の景況判断BSIが全産業でプラス4.1と1年9か月振りにプラスに転じたものの製造業は0.0と前期と同じとなっている。これは、原材料やエネルギー価格の高騰により収益が圧迫され先行きが見通せない企業が多いためと考えている。

鉄鋼業の動向を見ると、岩手県ふるさと振興部が発表している岩手県鉱工業生産指数(令和4年7月分)によれば、令和4年7月分について鉱工業全体では前年同月比でプラス7.2%であるが、鉄鋼業は前年同月比マイナス11.7%となっている。また7月の国内鉄鋼統計(速報値)によると粗鋼生産は前年同月比マイナス8.6%、普通鋼鋼材はマイナス12.3%と共に7か月連続の減少となっている。

日本銀行調査統計局による企業物価指数も高騰を続け9月の指数は全体品目116.3%で対前年同月比プラス9.7%の上昇に比し、鉄鋼は147.9%で前年同月比プラス26.1%の上昇で全品目中「電力・都市ガス・水道」「鉱産物」に次ぐ上昇結果となっている。

使用者側としては、このような状況に鑑み、国内外の経済、鉄鋼業関連の需要動向に注視しながら今回の金額審議に当たり、各種調査結果や指標データに基づく明確な根拠を重視し、中小企業・小規模事業者に十分に配慮した慎重な審議を求める。

県内製造業の景況、鉱工業の動向、地方最賃の審議経過及び物価高騰の現状を勘案すれば一定の引き上げはやむを得ないと考える。岩手県最低賃金は33円の引上げとなっており、これまでの審議状況、また全国の審議状況等を勘案して、中小企業の賃金引上げの実態を総合的に示す令和4年賃金改定状況調査結果「第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を参考とすることとし、Dランク製造業の賃金上昇率1.3%を現行の特定(産業別)最低賃金878円に乗じると11.4となり、端数を切捨て11円の引上げを提示する。(889円)

【主張の変遷】

労働者側、使用者側双方からの再提示はなかったが、両者とも次回専門部会には、歩み寄りを見せる意向であり、再提示額を準備することとなった。

(3) その他

発言等はなかった。

令和4年度岩手地方最低賃金審議会
第3回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
最低賃金専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月31日（月）

午後12時30分～午後4時40分

2 議 題

- (1) 金額審議
- (2) その他

3 審議結果

- (1) 金額審議

〈労働者側〉

前回の部会で歩み寄りのための再提示額を準備するとしたが、前回の42円を下げるための根拠が見いだせなかった。そのため、前回の主張と考え方に変わりはなく、申出している事業所の労働協約のうち、最も低い金額である920円と現行の特定(産業別)最低賃金878円との差額を解消することを求め42円の引上げの提示のままとする。(920円)

〈使用者側〉

第2回専門部会での基本的考え方で示したとおり、一定の引上げは止むを得ないとした考えに変わりはない。

今までの専門部会での審議状況、岩手県最低賃金の審議状況、他産業の審議状況、全国の審議状況等を勘案した。

今回も中小企業の賃金引上げの実態を総合的に示す令和4年賃金改定状況調査結果「第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を参考とすることとし、製造業計の賃金上昇率1.6%を現行の特定(産業別)最低賃金878円に乗じると14.04となり端数切捨てた14円の引上げを提示する。(892円)

【主張の変遷】

〈労働者側〉

国は最低賃金を上げる方針であるし、岩手県最低賃金は33円の引上げとなったことを考えると、42円という数字は、920円で労使協定を締結している企業もあり鉄鋼業として非現実的な数字とは思っていない。

労働者側としては、最低賃金を引上げ未組織労働者にも拡張適用させることを考えると現在のところ42円から歩み寄る考えはない。

鉄鋼業は労働協約ケースであり、協約を締結している企業の最低ラインが920円であることから、そこまで底上げしなければ優位性が見えてこないと考え42円にこだわっている。

<使用者側>

認識の差かもしれないが、42円といった数字は使用者側からすれば途方もない数字である。

協約を締結している企業の最低ラインが920円であることから、最低ラインに合わせる労働者側の主張であるが、特定(産業別)最低賃金は、協約を締結していない920円以下の企業にも適用される。42円は、体力の少ない企業にとっては大変な金額である。

<労働者側>

労働協約ケースであることから、協約の最低ライン42円は譲れない数字である。途方もない数字とのことであるが、920円で実際に締結している企業もあることから、途方もない数字とは思っていない。

<使用者側>

920円の根拠は一定理解するものの、特定(産業別)最低賃金は920円を下回る企業にも適用されることとなる。

最低賃金の引上げは、ベースアップと同じく全体の底上げにつながり、月に160時間働くとすると42円の引上げは月額6,720円の賃上げベースアップに相当する。急激な上昇は、体力の少ない企業への影響が非常に大きい。

第2回専門部会で労使とも次回専門部会には、歩み寄りを見せる意向であったことを含みおき願いたい。

<労働者側>

特定(産業別)最低賃金が、我々のような協約を締結している以外の企業にも適用となることは理解している。企業のコスト増となっていることも理解しているが、生活が出来なければその場所にいけないといったことで、物価高騰もあり人材流出を防ぐうえでも42円の引上げが必要と考える。

42円といっても岩手県最低賃金は33円の引上げをしており9円の差しかなく県最賃に飲み込まれることを懸念している。

特定(産業別)最低賃金の優位性を保つためには県最賃の110%が必要と考えている。

しかし、このままだと平行線になるので、再提示することとする。

連合岩手調べの春闘妥結状況は、製造業全体での平均賃上げ額が6,091円となっており、これを時間額に換算するため160時間(8時間×20日)

で除すると38.07円となり端数を切上げ39円の引上げを提示する。(917円)

〈使用者側〉

他の部会の審議状況、全国の状況を勘案して歩み寄りを見せることとし、日本経済団体連合会調査2022年春季労使交渉の大手企業の業種別妥結状況では、鉄鋼業で2.98%上がっており、これを現行の特定(産業別)最低賃金878円に乗じると26.16円となり端数を切り捨てた26円の引上げを提示する。(904円)

〈労働者側〉

使用者側が歩み寄りを見せてくれたので、労働者側も歩み寄り、先ほどの38.07円の端数を切捨て38円、根拠はないが1円歩み寄り37円の引上げを提示する。(915円)

〈使用者側〉

労使のイニシアティブで決めるとのことなので、根拠は弱いところがあるが本年度の最低賃金引上げ率全国加重平均3.33%を参考とし、これを現行の特定(産業別)最低賃金878円に乗じると29.23円となり端数を切捨てた29円の引上げを提示する。(907円)

〈労働者側〉

歩み寄りということで35円の引上げを提示する。

〈使用者側〉

使用者側としては、先程の29円が最大限の譲歩である。

〈労働者側〉

歩み寄りということで34円の引上げを提示する。

〈使用者側〉

労働者側が歩み寄りを見せてくれたので、特定(産業別)最低賃金の性格等を勘案し、こちらも歩み寄り30円の引上げを提示する。(908円)

先程、最大限の譲歩といったが、この30円が限界である。

〈労働者側〉

使用者側が歩み寄ってくれたので、こちらも歩み寄り33円の引上げを提示する。(911円)

対県最賃のことを考えるとこれが限界である。

〈公益委員〉

労働者側33円、使用者側30円と歩み寄りがみられたが、この後、労使ともに合意の意思表示が得られなかったことから、公益委員から、審議を継続するか、公益委員案による採決を求めるかについて労使双方の意向が確認され、労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案を提示

した。

〈公益委員案〉

岩手県最低賃金が引上げ率4%を超え33円となったことを意識し優位性を保持したいとする労働者側の主張は一定理解するが、特定(産業別)最低賃金はセーフティーネットというところとは少し違い、労使のイニシアティブによって産業の優位性を保つ制度と認識しており、今回30円の引上げとした場合でも県最賃には及ばないが3.42%の引上げ率であり、昨年の引上げ率3.05%と比較しても上回る引上げ率となっている。労使それぞれの立場があると思うが、その中で労使双方が一定納得できる水準であると判断した。よって引上げ額を30円として次のとおり提案する。

案1「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額878円を30円引上げ908円(引上げ率3.42%)とする。」

案2「発効日は法定発効とする。」

【結 審】

採決の結果、案1は、賛成4人(公益1、使用者3)、反対3人(労働者3)により公益委員案が議決された。

案2は、賛成7人(公益1、使用者3、労働者3)、反対0人により公益委員案が議決された。

(採決の前、公益側委員1人が業務等の理由により退席した。)

〈労働者側〉

労働者側としては、特定(産業別)最低賃金の優位性をしっかりと受け止めて今回の判断に至ったことを理解いただきたい。

金額を取るということであれば、色々な判断があったのかもしれないが、特定(産業別)最低賃金が岩手県最低賃金に埋もれることは最低でも避けて通りたい。

特定(産業別)最低賃金の意義を訴え、この判断に至った。

労働者側としては、採決に反対はしたが、公益委員案であり労使のイニシアティブも入った結果なので受け止めはする。

〈使用者側〉

公益委員案の提示に当たっては、色々配慮していただいたと思っている。

公益委員案が私ども使用者側の主張と一定一致していることから、賛成の立場を取った。

特定(産業別)最低賃金の在り方については、中央最低賃金審議会での議論を踏まえて進めるべきと考える。

(2) その他

発言等はなかった。

令和4年11月1日

岩手地方最低賃金審議会

会 長 丸 山 仁 殿

岩手地方最低賃金審議会

岩手県光学機械器具・レンズ、

時計・同部分品製造業

最低賃金専門部会

部 会 長 細 田 清

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年9月8日、岩手地方最低賃金審議会において付託された岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、別添のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

齋藤 信之

阿部 孝光

菊池 透

細田 清

武田 涼

齋藤 憲

丸山 仁

原 利光

高木 巖

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 光学機械器具・レンズ製造業
- (2) 時計・同部分品製造業
- (3) (1) 又は(2) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) 又は(2) に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 886円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和4年度岩手地方最低賃金審議会合同専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月7日（金）

午前10時00分～午後12時07分

2 議 題

- (1) 特定（産業別）最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 最低賃金制度及び岩手県の最低賃金について
- (3) 主要指標について
- (4) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (5) 審議日程について
- (6) その他

3 審議結果

- (1) 特定（産業別）最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について

岩手県特定（産業別）最低賃金合同専門部会部会長に齋藤委員、部会長代理に高橋委員が選出された。

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会部会長に細田委員、部会長代理に杭田委員が選出された。

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会部会長に細田委員、部会長代理に齋藤委員が選出された。

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長に齋藤委員、部会長代理に杭田委員が選出された。

岩手県自動車小売業最低賃金専門部会部会長に高橋委員、部会長代理に細田委員が選出された。

- (2) 最低賃金制度及び岩手県の最低賃金について

事務局から、今年度の岩手県最低賃金の改正決定の審議経過について説明された。

次に、各種商品小売業を除く5産業から申出のあった特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について、岩手地方最低賃金審議会から改正の必要性有りと答申されたのは、百貨店、総合スーパーを除く4産業（鉄鋼、光学、電気、自動車）であり、今般、各専門部会が設置されることとなったことが報告された。

(3) 主要指標について

「別冊主要統計資料」について、A B Cに区分されており、Aは基本的に行政機関などが発表した既存の資料及び岩手労働局が作成した資料で構成されている。

A-1は岩手県の経済指標として、最低賃金法第9条第2項の「通常の事業の賃金支払能力」に関連するもので、経済状況等の資料であること。

A-2は、岩手県の賃金水準として、法9条2項の「賃金」、A-3は岩手県の生計費として、法9条2項の「労働者の生計費」ということで、法9条2項の三要素の判断資料であること。

A-4からA-10は、岩手労働局が作成した各種資料であること。

Bの項目は、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配布された資料であること。

Cの項目については各行政機関から説明を受けた際の資料であること。

審議においては、これらの資料を参照していただきたい旨、事務局から説明された。

(4) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果等について

事務局から、改正の必要性有りと答申された4産業（鉄鋼、光学、電気、自動車）から提出された「特定（産業別）最低賃金の改正決定を求める申出書」の内容について説明された。

次に、「令和4年賃金改定状況調査結果」及び「令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果」が説明された。

(5) 審議日程について

各専門部会の審議日程（事務局案）について、一部調整の上、下表のとおり決定した。

	鉄 鋼	光 学	電 気	自 動 車
2回目	10/21 13時	10/13 10時	10/18 15時	10/18 12時
3回目	10/31 12時30分	10/25 9時	10/31 8時	10/27 9時

(6) その他

「専門部会審議結果報告」について、内容の確認を部会長に一任することが承認された。

令和4年度岩手地方最低賃金審議会
第2回岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
最低賃金専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月13日（木）
午前10時～午前11時25分

2 議 題

- (1) 関係労使参考人からの意見聴取について
関係労働者参考人1名
関係使用者参考人1名
- (2) 金額審議
- (3) その他

3 審議結果

- (1) 関係労使参考人からの意見聴取について

盛岡セイコー工業株式会社社工機職（関係労働者参考人）及び盛岡セイコー工業株式会社環境管理担当管理職（関係使用者参考人）から提出された「参考人意見書」を事務局が読み上げた。

- (2) 金額審議

【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

特定(産業別)最低賃金には、各産業における基幹労働者の最低賃金を保障する事により、当該産業の適正な発展と人材の確保に寄与すると共に、地域間格差の是正で不公正を無くすことが求められている。

産業の健全な発展には、企業間競争は不可欠であり、競争を適正に促進するには、賃金格差を是正することで低賃金に頼る労働ダンピングを防止し、本来有るべき企業の持つ事業内容そのものに力をつけることが望ましいことは、同一労働同一賃金の考え方から理解いただけるものとする。

また、特定(産業別)最低賃金の発祥の歴史から見ると、業者間協定による企業間カルテルが始まりであり、優秀な人材を産業として確保するために一定の賃金水準を保障して求人を行った経緯がある。

特定（産業別）最低賃金は、もともと、他産業よりも高い金額で設定されているということを考えると、特定（産業別）最低賃金の引上げ額が地域別最低賃金の金額を下回ってはならず、その様な事態の放置は、特定（産業別）最低賃金の意義つまりは岩手県内での当該産業の衰退につながる。

人手不足の声は今でもおさまらず、政府は外国人に頼る政策に舵を切っている。

当産業が地域に根差したのものとして今後も維持強化するためには、優秀な人材の確保は必須であり、そのための賃金政策は避けて通れないことは、使用者側においても理解いただけるものと考え。賃金が見劣りすることで、若い優秀な人材が他産業や県外に流出することは、地域や当該産業の疲弊につながる。

労働者側は、2021 連合リビングウェイズでの 2021 年地域物価指数で、さいたま市の指数を 100 とした場合、岩手県の指数は 97.5 であり、毎年この指数を利用して審議に当たっている。

また、埼玉県は当該産業について特定（産業別）最低賃金を設定していることから、連合岩手では、連合リビングウェイズの指数を用いて埼玉県（首都圏）との格差是正を主張してきているところである。

連合リビングウェイズの指数をもとに岩手県の金額を算出すると時間額 990 円となり、現在の特定（産業別）最低賃金 856 円との差は 134 円の開きがある。

加えて、本年度も新型コロナウイルス感染症の影響、特にも物価上昇も踏まえて考えなければならない。

この 134 円の格差を 3 年で解消することとし端数を切上げ 45 円の引上げ を提示する。

【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

使用者側としては、支払い能力の観点が中心となるが、コロナ禍以降、企業の良し悪し、業績の良し悪しが明確となっており、賃金決定においては、他の業界と比較するのではなく、自分のところの業界、会社全体の業績によるべきと考える。

他県が最低賃金を上げるから上げるといった理屈ではなく、県として専門部会を開いているので岩手県としてどう考えるべきか議論する必要がある。

他県と比較すべきではないが、県によっては賃上げできる材料がないことから、地域別最低賃金の異常な引上げが続いており、特定（産業別）最低賃金の議論をする意義がないのではないかといった意見が出ており、0 円引上げの提示をした県も出ている。

特定（産業別）最低賃金の引上げは、中小零細企業の経営に与える影響が極めて大きく、昨年も大幅な引上げがあり、今年も大幅な引上げとなれば、廃業の瀬戸際にある事業者に廃業を決断させる働きをする。事業を継続できないから廃業となれば、地域の人々の雇用確保という点からはマイナスとなる。最低賃金の引上げには十分な配慮が必要である。

この専門部会は、企業ごとの個別の労使交渉の場ではないので、全ての企業

が対応できる金額設定が必要と思われる。

最低賃金の基礎調査で未満率にある事業所があり、セーフティーネットといながら、その機能が働いていない事業所があるので、引上げより先に未満率にある事業所を無くすことを考えるべきである。

しかしながら、物価高騰ということで、労働者が安心して生活できる賃金の支払いは、使用者側としても十分理解している。一定の引上げは必要と考える。

他県の専門部会がどのような資料に基づき審議しているか情報を集めると、多くが令和4年賃金改定状況調査結果「第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を参考としているので、岩手としても第4表①を参考としてDランク製造業の賃金上昇率1.3%を採用する。

現在の特定（産業別）最低賃金856円×1.3%=11円（端数切捨て）

使用者側としては、11円の引上げを提示する。

【主張の変遷】

労働者側、使用者側双方からの再提示はなかったが、両者とも次回専門部会には、歩み寄りを見せる意向であり、再提示額を準備することとなった。

また、使用者側より2021連合リビングウェイジについて根拠となる内容説明がほしい旨の発言があり、次回、労働者側より説明することとなった。

(3) その他

発言等はなかった。

令和4年度岩手地方最低賃金審議会
第3回岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
最低賃金専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月25日(火)

午前9時00分～午後12時30分

2 議 題

- (1) 金額審議
- (2) その他

3 審議結果

(1) 金額審議

金額審議の前に第2回専門部会で使用者側より2021連合リビングウェイジについて根拠となる内容説明がほしい旨の発言があったことから、労働者側より2021連合リビングウェイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に試算しているもので、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の労働者側の主張の根拠として、あるいは企業内最低賃金を年齢別に定める際の参考資料等として広く活用されていることなどの説明があった。

〈労働者側〉

労働者側の考えとして今回は、本年度の賃上げ額と物価上昇分を加味して再提示したいと思う。

私どもが加入している労働組合JAM青森岩手の2022年度春闘妥結額平均3,992円(17単組平均)であり、岩手県の平均所定内労働時間は166時間であることから、 $3,992円 \div 166時間 = 24.04$ 端数切上げて25円①

盛岡市消費者物価指数(令和4年8月分)の総合指数が前年同月比2.3%上昇していることから、現在の特定(産業別)最低賃金856円 $\times 2.3\% = 19.6$ 端数切上げて20円②

①25円+②20円=45円の引上げとしたいところであるが、1回目の提示額と同額となることから、①についてJAM青森岩手ではなく、連合春闘妥結額100人未満平均2,936円を使用することとする。

$2,936円 \div 166時間 = 17.6$ 端数切上げて18円③

②20円+③18円=38円の引上げを提示する。

〈使用者側〉

前回提示した11円引上げの主張を通したいところもあるが、労使のイニシアティブで決定してきたといったこともあり、歩み寄りには理解している。

合理的な説明はできないが、地域別最低賃金の目安額として30円といった数字が中央から全国的に示されている。この額は、正規も非正規も含めたものであり提示できる金額の限界値と考えている。

最低賃金の改正決定に係る申出書の中の資料に、岩手県精密機械産業データ（2022年7月JAM青岩調べ）があり規模は4つに分かれているが、それぞれの賃上げ率は1%くらいとなっていることからして、余り大きく引上げる合理性はないと考える。

合理的な説明はできないが、30円の限界値を踏まえ、使用者側としては20円（2.34%増）の引上げを提示する。

【主張の変遷】

〈労働者側〉

新型コロナウイルス感染症関係で外国人の入国規制を行っていたが規制緩和となった。

多くの外国人が日本に来て色々なものを購入しており、テレビのインタビューでは時計を購入した話や高級カメラで記念撮影している姿が見受けられる。

観光客が増えることによって日本が潤い、今後少しずつ良い方向に向かっているのではないかとと思われる。

労働者側としては、人材を確保するためには、特定（産業別）最低賃金の地域別最低賃金に対する優位性を保たなければならないと考える。

ある程度の金額水準を保たなければ優秀な人材を確保することはできない。

是非、労使のイニシアティブを発揮していただきたい。

〈使用者側〉

時計業界の現状としては、国によって違いがあり、欧州関係は比較的よい、中国はゼロコロナ政策で物が動いていない、日本は入国者が増えてきて少し良くなってきている、現在堅調な米国では、景気後退の話があり先行きは不透明となっている。特に時計関係は生活必需品ではなく嗜好品の位置づけのため景気が後退すれば買い控えの対象となり先行きに懸念がある。

また、ここに来て、原材料及び電力価格が高騰しており、経営への影響が大きい。

しかし、今までの議論を踏まえ、歩み寄りも必要であり、27円の引上げを提示する。

〈労働者側〉

特定（産業別）最低賃金の地域別最低賃金に対する優位性を保たなければならない

い。求人票を見ると最低賃金で求人している事業所はほとんどなく、多くは最低賃金より高い額で求人を行っている実情からすると引上げできると考える。

また、岩手県最低賃金が33円の引上げであったことから、優位性を保つため33円を超える額であるべきと考え、歩み寄って35円の引上げを提示する。

〈使用者側〉

労働者側から35円提示を受けたが、こちらは7円歩み寄っており、4円の歩み寄りでは再提示できない。

労働者側からの提示額では、廃業する会社が出てくる恐れがあり、中小零細企業に配慮すべきと考える。

使用者側としては、岩手県最低賃金の上げ幅33円ではなく、中央最低賃金審議会が示した目安額30円を限界値と考えている。

〈労働者側〉

特定(産業別)最低賃金の優位性を保持し歩み寄りを見せ34円の引上げを提示する。

〈使用者側〉

歩み寄りを見せることとし、28円の引上げを提示する。

〈労働者側〉

昨年は目安額28円で岩手県最低賃金も28円引上げたのに対して、特定(産業別)最低賃金はマイナス1円の27円の引上げで全会一致となっており、マイナス分を取り戻すため、今年目安額30円プラス1円の31円の引上げを提示する。

〈使用者側〉

使用者側の最終判断として目安額と同額の30円の引上げを提示する。

〈公益委員〉

労働者側31円、使用者側30円と歩み寄りがみられたが、この後、労使ともに合意の意思表示が得られなかったことから、公益委員から、審議を継続するか、公益委員案による採決を求めるかについて労使双方の意向が確認され、労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案を提示した。

〈公益委員案〉

労働者側からは、岩手県最低賃金が引上げ率4%を超え33円となったことを意識したとする主張は一定理解するが、特定(産業別)最低賃金はセーフティネットというところとは少し違い産業の優位性を保つ制度と認識しており、今回30円の引上げとした場合でも3.50%の引上げ率であり、昨年の引上げ率3.26%と比較しても上回る引上げ率となっている。労使それぞれの立場があると思うが、その中で労使双方が一定納得できる水準であると判断した。よって引上げ額を30円として次のとおり提案する。

案1「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額856円を30円引上げ886円（引上げ率3.50%）とする。」

案2「発効日は法定発効とする。」

【結 審】

採決の結果、案1は、賛成3人（公益1、使用者2）、反対3人（労働者3）により可否同数となったことから、最低賃金審議会令第5条3項及び第6条6項の規定により部会長の決するところによるとする定めから、部会長により公益委員案が議決された。

案2は、賛成3人（公益1、使用者2）、反対3人（労働者3）により可否同数となったことから、最低賃金審議会令第5条3項及び第6条6項の規定により部会長の決するところによるとする定めから、部会長により公益委員案が議決された。

〈労働者側〉

労働者側としては、労使のイニシアティブで全会一致としたかったが、労働者側の思いがなかなか理解してもらえなかった。一定額特定(産業別)最低賃金が上がることは理解したいと思う。

〈使用者側〉

使用者側としては、労使のイニシアティブということでは、いつものやり方と違って全会一致には至らなかったが、労使双方の歩み寄りが見られたと思う。

(2) その他

発言等はなかった。

令和4年11月1日

岩手地方最低賃金審議会

会 長 丸 山 仁 殿

岩手地方最低賃金審議会

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部 会 長 齋 藤 信 之

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年9月8日、岩手地方最低賃金審議会において付託された岩手
県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の
改正決定について、別添のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に
達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
杭 田 俊 之	小 林 齊	牛 崎 守
齋 藤 信 之	佐 藤 充	鬼 柳 一 宏
高 橋 和 佳 子	吉 田 和 之	瀬 川 浩 昭

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装又は袋詰め業務
 - ハ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 877円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和4年度岩手地方最低賃金審議会合同専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月7日（金）

午前10時00分～午後12時07分

2 議 題

- (1) 特定（産業別）最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 最低賃金制度及び岩手県の最低賃金について
- (3) 主要指標について
- (4) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (5) 審議日程について
- (6) その他

3 審議結果

- (1) 特定（産業別）最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について

岩手県特定（産業別）最低賃金合同専門部会部会長に齋藤委員、部会長代理に高橋委員が選出された。

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会部会長に細田委員、部会長代理に杭田委員が選出された。

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会部会長に細田委員、部会長代理に齋藤委員が選出された。

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長に齋藤委員、部会長代理に杭田委員が選出された。

岩手県自動車小売業最低賃金専門部会部会長に高橋委員、部会長代理に細田委員が選出された。

- (2) 最低賃金制度及び岩手県の最低賃金について

事務局から、今年度の岩手県最低賃金の改正決定の審議経過について説明された。

次に、各種商品小売業を除く5産業から申出のあった特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について、岩手地方最低賃金審議会から改正の必要性有りと答申されたのは、百貨店、総合スーパーを除く4産業（鉄鋼、光学、電気、自動車）であり、今般、各専門部会が設置されることとなったことが報告された。

(3) 主要指標について

「別冊主要統計資料」について、A B Cに区分されており、Aは基本的に行政機関などが発表した既存の資料及び岩手労働局が作成した資料で構成されている。

A-1は岩手県の経済指標として、最低賃金法第9条第2項の「通常の事業の賃金支払能力」に関連するもので、経済状況等の資料であること。

A-2は、岩手県の賃金水準として、法9条2項の「賃金」、A-3は岩手県の生計費として、法9条2項の「労働者の生計費」ということで、法9条2項の三要素の判断資料であること。

A-4からA-10は、岩手労働局が作成した各種資料であること。

Bの項目は、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配布された資料であること。

Cの項目については各行政機関から説明を受けた際の資料であること。

審議においては、これらの資料を参照していただきたい旨、事務局から説明された。

(4) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果等について

事務局から、改正の必要性有りと答申された4産業（鉄鋼、光学、電気、自動車）から提出された「特定（産業別）最低賃金の改正決定を求める申出書」の内容について説明された。

次に、「令和4年賃金改定状況調査結果」及び「令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果」が説明された。

(5) 審議日程について

各専門部会の審議日程（事務局案）について、一部調整の上、下表のとおり決定した。

	鉄 鋼	光 学	電 気	自 動 車
2回目	10/21 13時	10/13 10時	10/18 15時	10/18 12時
3回目	10/31 12時30分	10/25 9時	10/31 8時	10/27 9時

(6) その他

「専門部会審議結果報告」について、内容の確認を部会長に一任することが承認された。

令和4年度岩手地方最低賃金審議会
第2回岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電機機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月18日（火）
午後3時00分～午後5時20分

2 議 題

- (1) 関係労使参考人からの意見聴取について
関係労働者参考人1名
関係使用者参考人1名
- (2) 金額審議
- (3) その他

3 審議結果

- (1) 関係労使参考人からの意見聴取について
新興製作所労働組合役員（関係労働者参考人）及び岩手大崎電機株式会社代表取締役社長（関係使用者参考人）から提出された「参考人意見書」を事務局が読み上げた。

- (2) 金額審議

【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

①岩手の電気の特定最賃は、東北6県の中で最も低い。また、岩手の他の産業の特定最賃と比較して最も低い。これらの格差の是正を3年掛けて行いたい。東北6県との格差の平均20.6円と岩手の他産業との格差の平均24円を合算し、平均すると22.3円となり、3で割り円未満を切り上げると8円となる。

②現行の特定最賃847円に物価上昇率3%を掛けて円未満を切り上げると26円となる。

③現行の特定最賃847円に賃金改定状況調査第4表③産業計の賃金上昇率2.1%を掛けて円未満を切り上げると18円となる。

これらの①、②、③を合算し、52円引上げの899円を提示する。

その理由としては、東北他県との格差是正で、鉱工業生産指数を重視して

きたが、電機産業のウエイトが高い中で今年も 200 を超える他県に無いような大きな数字が出ており、この数字でいくとかなり大きな金額になることから配慮をしたものであること。また、労働者も物価上昇に悩まされており労働者の生活を守る必要があること、電気産業の成長率として第4表③を加味したことによる。

【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

鋳工業生産指数については、電子部品デバイス工業は昨年よりかなり伸びている、電気機械工業は昨年並、情報通信機械工業は大幅な下振れとなっており、厳しい分野もある。

日本銀行盛岡事務所が10月に発表した岩手県企業短期経済観測調査結果によると、業況判断指数（DI）は先行きがかなり厳しいという分析となっている。大幅な円安や、幅広い業種で原材料輸入価格を押し上げており、中小企業の景況感はマイナスで、今後仕入れコスト増も懸念される。

中小企業の支払い能力は相当厳しい状況で、工業統計表の半導体産業の付加価値額は岩手県の2019年から2020への推移で見ると78億円の減となっている。売り上げが鈍化しており、中小企業は厳しい状況である。

円安、原材料高、エネルギー高が全然おさまっておらず、半導体産業は厳しい状況である。

適用事業場203社のうち92%は中小企業である。取引状況はB to Bである。価格転嫁についてはこれからであり、支払い能力は充分でない。

そういう中で、賃上げ、人材確保が必要だとは考えている。

賃金改定状況調査第4表①産業計のDランクの賃金上昇率1.9%を847円に掛けて16円となるが、今後の展望も鑑みて使用者側として20円の引上げを提示する。

【主張の変遷】

〈労働者側〉

格差の面などを考えると、地賃以上の引き上げを目指したい。他県や他産業への人材の流出を防ぐためにも賃上げが必要である。価格転嫁については、中小企業を圧迫しないようにとのことで、全国的に進められている。

〈使用者側〉

部材入手困難が昨年から続いている、完成品にならないため、売り上げにならない。逆に支払いが発生し、在庫が増える状態となっている。キャッシュが飛びまくって厳しい状況である。受注残があり、通常に戻るには時間が掛かるのではないかと。

価格転嫁の交渉も簡単なものではない、昨年よりも厳しい状況である。

仕入れ価格の高騰、部材の入手の困難さが世間で報じられている以上に厳しい。

最低賃金の引上げは、中小零細企業への影響を十分に考慮した議論をすべきである。

2020年の製造品出荷額は岩手より秋田が多い。岩手は3,722億円で全国順位24位、秋田は3,980億円で20位である。付加価値額は、岩手は26位、秋田は17位で1社あたりの付加価値額が高い実態にある。

岩手は、青森より出荷額、付加価値額は上回っているが、まだ秋田には追いついていない。

〈労働者側〉

県最賃が33円引上げ854円となり、現状の電気最賃847円が7円低くなり逆転する。

この是正分7円に毎年の地賃の上昇分33円を合計して40円の引上げを再提示する。これは譲れない金額である。今後、電気特定最賃を継続して設定していくのに必要な金額である。

〈使用者側〉

先ほど提示した20円は、影響率20%を大幅に超えるところの思いきった提示である。人材確保に重点を置いた提示である。

県内の大部分の中小企業の経営状況は先ほど話したよりも厳しい状況である。実際には価格転嫁も難しい。

今日は再提示できない。

もっと県内中小企業の支払い能力を調査して次回の審議に臨みたい。

次回専門部会では、労働者側、使用者側が歩み寄り、合意が得られるよう部長から双方に依頼があった。

(3) その他

発言等はなかった。

令和4年度岩手地方最低賃金審議会
第3回岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月31日（月）

午前8時00分～午前11時45分

2 議 題

- (1) 金額審議
- (2) その他

3 審議結果

- (1) 金額審議

〈労働者側〉

前回40円の提示の考えに変わりはない。東北他県の電気や岩手の他産別と比較して低いため、格差是正が必要である。また、岩手県最賃の引上げ額33円未満の特賃の引上げ額は考えられない。

電気の特賃は、10月20日以降、県最賃に7円逆転されている。優位性を失っており、岩手の電気産業にとって影響が大きい。金額提示は今のところできない。

〈使用者側〉

前回の専門部会で2回目の金額提示ができなかったのは、1回目の提示が誠意を持ったものであったこと、現在の経済状況や中小企業が置かれている状況がリーマンショックや東日本大震災の時よりも厳しい状況であるためである。円安も進み、さらに厳しくなっている。一方、物価上昇率は日銀が0.1%下方修正しているが、先行きは不透明である。国の緊急経済対策は中小企業に対して生産性向上や賃金引上げの支援策について具体的な効果が懐疑的である。さりとて、賃金上昇が国の経済を回していくということで、物価上昇率の2.95%を鑑みて使用者側として847円に2.95%を掛けて円未満を四捨五入し、25円の引上げを再提示する。これがギリギリの線である。

【主張の変遷】

〈労働者側〉

統計資料集のA1ケ岩手県内経済情勢報告令和4年7月の5ページの雇用情勢

が持ち直しつつあると記載されている。令和2年のコロナ以降、有効求人倍率が徐々に上がってきており、東北の動き、岩手の動きは、全国平均の上昇率よりは上に来ている。企業としても人材が欲しいということが表れている。また、B4カの6ページの要因別でみた人手不足関連倒産の推移をみると、後継者難型というのがある。企業を存続していくためには、技術であったり人材をつないでいくことが必要。それなりの賃上げが必要である。

<使用者側>

使用者側としては岩手県内全体の同業の企業の代表として臨んでいる。使用者側の提出した資料の影響率は高くなっているし、特に沿岸地区は40%となっている。賃金引上げが、企業にとって負担の大きなものになってしまうと、事業の継続、今雇用している人を守り続けることが厳しくなる。

<労働者側>

岩手県最賃の上昇率4.02%を847円に掛けて34円の引上げを提示する。本
当に譲れない金額である。

<使用者側>

厳しい経営状況の中小企業のことを考慮し、27円の引上げを提示する。

<労働者側>

影響率を考慮し、32円の引上げを提示する。

<使用者側>

28円の引上げを提示する。先程の27円というのは、全体の影響率25%を上回らないようにというものであった。28円の提示は、昨年の引上げ額27円を上回っているものである。

<労働者側>

歩み寄りにより、31円の引上げを提示する。

<使用者側>

東北各県の部会の決定状況を見て、29円の引上げを提示する。

<労働者側>

労使のイニシアティブを保つということを考え、30円の引上げを提示する。

<公益委員>

労働者側30円、使用者側29円と歩み寄りがみられたが、この後、労使ともに合意の意思表示が得られなかったことから、公益委員から、審議を継続するか、公益委員案による採決を求めるかについて労使双方の意向が確認され、労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案を提示した。

<公益委員案>

案1「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額847円を30円引き上げ877円（引上げ率3.

54%)とする。」

案2「発効日は法定発効とする。」

労使双方から積極的な意見をいただき真摯に審議をいただいたことに敬意を表したい。

その内容を検討したところ、電気産業は本県の中でリーディング産業として全体としては好調な面がある。一方で、厳しい地域、企業があるのも事実である。そういった双方の考えを勘案した。

なお、他県の状況を踏まえ、山形県31円、青森県29円といった29円から31円という状況の中で総合的に判断し、30円の引上げと考えたところである。

【結審】

案1及び案2について、採決の結果、賛成3人（公益1、労働者2）、反対3人（使用者3）により可否同数となったことから、最低賃金審議会令第5条3項及び第6条6項の規定により部会長の決するところによるとする定めから、部会長により公益委員案が議決された。

（採決より前に、公益委員1名が業務等の理由により退席した。）

(2) その他

発言等はなかった。

令和4年11月1日

岩手地方最低賃金審議会

会 長 丸 山 仁 殿

岩手地方最低賃金審議会

岩手県自動車小売業

最低賃金専門部会

部 会 長 高 橋 和 佳 子

岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年9月8日、岩手地方最低賃金審議会において付託された岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定について、別添のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
齋藤 信之	小菅 孝広	小笠原 喜信
高橋 和佳子	高橋 真一	東 力
細田 清	中井 陽一	松川 顕

岩手県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 903円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和4年度岩手地方最低賃金審議会合同専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月7日（金）

午前10時00分～午後12時07分

2 議 題

- (1) 特定（産業別）最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 最低賃金制度及び岩手県の最低賃金について
- (3) 主要指標について
- (4) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (5) 審議日程について
- (6) その他

3 審議結果

- (1) 特定（産業別）最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について

岩手県特定（産業別）最低賃金合同専門部会部会長に齋藤委員、部会長代理に高橋委員が選出された。

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会部会長に細田委員、部会長代理に杭田委員が選出された。

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会部会長に細田委員、部会長代理に齋藤委員が選出された。

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長に齋藤委員、部会長代理に杭田委員が選出された。

岩手県自動車小売業最低賃金専門部会部会長に高橋委員、部会長代理に細田委員が選出された。

- (2) 最低賃金制度及び岩手県の最低賃金について

事務局から、今年度の岩手県最低賃金の改正決定の審議経過について説明された。

次に、各種商品小売業を除く5産業から申出のあった特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について、岩手地方最低賃金審議会から改正の必要性有りと答申されたのは、百貨店、総合スーパーを除く4産業（鉄鋼、光学、電気、自動

車) であり、今般、各専門部会が設置されることとなったことが報告された。

(3) 主要指標について

「別冊主要統計資料」について、ABCに区分されており、Aは基本的に行政機関などが発表した既存の資料及び岩手労働局が作成した資料で構成されている。

A-1は岩手県の経済指標として、最低賃金法第9条第2項の「通常の事業の賃金支払能力」に関連するもので、経済状況等の資料であること。

A-2は、岩手県の賃金水準として、法9条2項の「賃金」、A-3は岩手県の生計費として、法9条2項の「労働者の生計費」ということで、法9条2項の三要素の判断資料であること。

A-4からA-10は、岩手労働局が作成した各種資料であること。

Bの項目は、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配布された資料であること。

Cの項目については各行政機関から説明を受けた際の資料であること。

審議においては、これらの資料を参照していただきたい旨、事務局から説明された。

(4) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果等について

事務局から、改正の必要性有りと答申された4産業（鉄鋼、光学、電気、自動車）から提出された「特定（産業別）最低賃金の改正決定を求める申出書」の内容について説明された。

次に、「令和4年賃金改定状況調査結果」及び「令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果」が説明された。

(5) 審議日程について

各専門部会の審議日程（事務局案）について、一部調整の上、下表のとおり決定した。

	鉄 鋼	光 学	電 気	自動車
2回目	10/21 13時	10/13 10時	10/18 15時	10/18 12時
3回目	10/31 12時30分	10/25 9時	10/31 8時	10/27 9時

(6) その他

「専門部会審議結果報告」について、内容の確認を部会長に一任することが承認された。

令和4年度岩手地方最低賃金審議会
第2回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月18日（火）
午後12時00分～午後2時00分

2 議 題

(1) 関係労使参考人からの意見聴取について

関係労働者参考人1名

関係使用者参考人1名

(2) 金額審議

(3) その他

3 審議結果

(1) 関係労使参考人からの意見聴取について

岩手ダイハツ株式会社営業担当者（関係労働者参考人）及び岩手トヨタ自動車株式会社総務担当管理職（関係使用者参考人）から提出された「参考人意見書」を事務局が読み上げた。

(2) 金額審議

【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

参考人意見書にも記載されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響のため、自動車部品の供給不足等の影響で生産ラインが急遽停止するといった生産体制に影響があり、お客様への納期が遅延し迷惑をかけるといったことが、ここ2、3年続いている。

しかし、新型コロナウイルス感染症自体は終息に向かっており、生産体制への影響は徐々に回復傾向にあるといった明るい兆しも見受けられる。

ただし、ここに来て生活必需品の物価高が進み生活に対する影響が非常に大きくなっている。

労働者側は、2021 連合リビングウェイジでの最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を試算した地域物価指数で、さいたま市の指数を100とした場合、岩手県の指数は97.5であり、この指数を利用して首都圏との格差是正を目指したいと考える。

連合リビングウェイジの指数をもとに岩手県の金額を算出すると時間額990円、自動車有りだと1,297円が最低限の生活レベル時間額となる。自動

車有りの1,297円を主張したいところだが、今回は時間額990円と現在の特定(産業別)最低賃金879円との差111円を3年で解消することを主張し111円÷3年=37円で端数を切上げ40円プラスの919円を提示する。

【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

日本経済は、内閣府が公表した国民経済計算によると令和4年4月から6月期のGDP成長率は前期比0.9%増、同じく実質成長率家計最終消費支出は前期比1.2%増と前年からは若干回復傾向にある。しかし、実質成長率国内家計最終消費支出を購入品目の形態別に見ると耐久財が前年同期比で8.4%落ち込んでおり、一番落ち込みが大きい。この耐久財には自動車や家電が含まれ幅広く減少していることとなる。

岩手県内経済では、日銀盛岡事務所発表の9月の岩手県企業短期経済観測調査では、業況判断指数は全産業で前回の6月と比べ「悪い」超幅が縮小としており、前回6月がマイナス17ポイントに対し9月はマイナス12ポイントに縮小している。

岩手県金融経済概況では、令和4年7月から8月で「県内経済は緩やかに持ち直している」としている。

ただし、自動車小売業で見ると岩手県の新車登録台数は、令和4年8月に2か月振りに前年を下回り、前年比マイナス13%となっている。

帝国データバンクの9月の景気動向調査では、県内景気DIは39.4と前月比で1.4改善された。国内県内を見ると150円に迫る円安、原料資源高、物価高はあるものの景気自体は回復傾向にあるといえる。

しかし、自動車小売の取り巻く環境を見ると、国内では自動車販売の減少があり、ピークが平成2年の780万台で令和3年は前年に比べ3.3%減少の444万台となっており、コロナ禍のもとディーラーの再編統合が進んでいる。

また、急速なEV化電気自動車への対応、自動車整備の高度化、中古車販売併設の整備工場の経営困難といった状況にある。

自動車の市場規模は、人口減少や若者の車離れ、自動車免許取得者の減少、カーシェアリング拡大などにより年々縮小しており、これは岩手県も例外ではなく、新車の減産によって納期が長期化しており、遅いものでは4年待ちとなっているものもある。これに呼応して下取りとなる中古車も品薄となっており、中古車で業績を上げることも難しい状況となっている。

短期的要因としては、サプライチェーンの混乱による自動車部品の不足、新型コロナウイルス感染症の影響による度重なる生産体制のストップなどによるものがあげられる。長期的要因としては自動車価格の上昇があり、新車への買い替えを控えるケースもある。

岩手県自動車販売店協会の新車登録台数資料では、令和4年1月から9月までの累計で普通車前年比90.1%、軽自動車で91.8%となっている。コロナ禍前の令和元年度と比較すると普通車で71.1%、軽自動車で77.4%と非常に新車登録台数が減少している。

また、中古車では岩手県の情報がないため全国データであるが、日本自動車販売連合の資料で全国中古車登録台数令和4年1月から9月までの累計で前年比93.8%、令和元年比90.6%と減少している。

中古車自動車小売については、従業員4人以下が67%、平均従業員数は4.3人と平成28年経済センサス活動状況からの情報となっている。

このように景気回復傾向にあるものの、自動車小売は、まだまだ厳しい状況にあり、使用者側からの金額提示としては、令和4年賃金改定状況調査結果第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率産業計の計1.5%を採用し $879円 \times 1.5\% = 13.18 = 13円$ (端数切捨て)

13円プラスの892円を提示する。

【主張の変遷】

〈労働者側〉

労働者側は、労使の引上げ幅の差が大きいことから再検討し、県最低賃金の引き上げ額が33円であったことから、特定(産業別)最低賃金の優位性を担保し優秀な人材を確保するギリギリの金額として、プラス30円の909円を再提示した。

〈使用者側〉

最低賃金の引上げに関しては、影響率が県北地域で大きく出ていることを懸念し、これ以上影響を大きくすることは好ましくないが、令和4年賃金改定状況調査結果第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率Dランク卸売業、小売業の賃金上昇率1.8%を採用し

$879円 \times 1.8\% = 15.82 = 15円$ (端数切捨て)

15円プラスの894円を再提示する。

(3) その他

発言等はなかった。

令和4年度岩手地方最低賃金審議会
第3回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会審議結果

1 開催日時

令和4年10月27日（木）
午前9時00分～午前9時50分

2 議 題

- (1) 金額審議
- (2) その他

3 審議結果

- (1) 金額審議

〈労働者側〉

労働者側としては、第2回専門部会後に検討し、他の特定(産業別)最低賃金の審議状況を鑑みると最低賃金の引上げ相場は30円程度と考えている。

前回提示した引上げ額は30円であり相場観からして再提示はできないと判断した。

よって提示額は前回と同額の30円引上げの提示のままとする。

〈使用者側〉

第2回専門部会において、公益委員から消費者物価指数の上昇も考慮すべきではないかとの意見をいただいた。

令和4年10月21日に岩手県ふるさと振興部より盛岡市消費者物価指数令和4年9月分が最新版として出た。

使用者側としては、この盛岡市消費者物価指数も考慮して3回目の金額提示を考えている。

3回目の提示として、令和4年賃金改定状況調査結果第4表③一般労働者及びパートタイム労働者の産業計の賃金上昇率2.1%を、現行の特定(産業別)最低賃金額879円に乘じ、 $879円 \times 2.1\% = 18.45円$ 端数切捨て18円。

この18円に物価高騰分として2円を加算して20円の引上げを提示する。(899円)

特に自動車小売店については、大手ディーラー、中小零細企業でもショールーム等電気代、冬場に向けての暖房費等の経費がかさむことによって確実に収

支はマイナス方向にあると思われる。物価上昇が消費者に与える影響は大きい
が、企業物価上昇もそれぞれの企業に大きく影響するため双方の影響は同じく
らいと考え物価高騰分をプラス2円とした。

【主張の変遷】

〈労働者側〉

労働者側としては、使用者側からの歩み寄りの金額提示があったので再考
することとした。

前回まで議論の中で説明があった世界情勢、国内情勢を鑑み、更には自動
車整備士不足などの現在の自動車業界の状況からして、魅力ある賃金体系に
よって新たな人材確保は重要であり、特定(産業別)最低賃金の優位性を保持
することが必要と認識している。

そのうえで、物価上昇分は約2%であることを考慮し、特定(産業別)最低
賃金の優位性を保つため対前年比102%台とすると26円が上限であり、
26円の引上げを提示する。(905円)

〈使用者側〉

令和4年10月21日に岩手県ふるさと振興部より出された盛岡市消費者
物価指数令和4年9月分によると、総合指数で前年同月比2.6%の上昇と
の数字がでていることから、現行の特定(産業別)最低賃金額879円にこれ
を乗じ $879円 \times 2.6\% = 22.85円$ 端数切捨て22円の引上げを提示
する。(901円)

〈使用者側〉

使用者側が提示した22円引上げの901円は、労働者側から話のあった
前年比102%台であり900円の大台にも乗るので、労働者側に歩み寄っ
てもらいたい。

〈労働者側〉

ここ数年は労使の歩み寄りが出来ている感もあり、全会一致でまとめた思
いがある。

ただし労働者側としても少しでも上げたい思いがあるので、労使お互いに
歩み寄り、間の24円の引上げではどうか提案する。(903円)

〈使用者側〉

労使どちらも物価高騰といった同じ理由で苦しんでいるものであり、全会一
致となるのであれば24円の引上げに合意する。

【結 審】

労使の意見の一致に至ったので、次の一致案をもって採決を行った。

「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額879円を24円引き上げ903円（引上げ率2.73%）とする。発効日は、法定発効とする。」

採決の結果、賛成8人（公益2、労働者3、使用者3）、反対0人により全会一致で議決された。

(2) その他

発言等はなかった。

2022年9月28日

岩手労働局長
稲原 俊浩 殿

岩手県北上市九年橋 3-19-6 岩見千丈気付

共生ユニオンいわて
代表 岩見 千丈

地域別最低賃金 再改正の要請

岩手県最低賃金は、2022年10月から、854円になることが決定しています。しかし、この改正は最低賃金近傍の労働者にとって、最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率にも満たない不十分なものでした。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。ついては、2022年8月乃至10月の物価上昇率を勘案し、年内に最低賃金法第12条に基づき、岩手地方最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改正を諮問するよう要請します。

2022年10月1日改正のベースを決めた、中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解について確認・検証します。

公益委員見解の要旨は以下の通りです。

- (ア) 賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性がある。
- (イ) 労働者の生計費については、消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が、今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案し、3%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。
- (ウ) 通常の事業の賃金支払い能力については、企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向がみられるものの、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。
- (エ) 各ランクの引き上げ額の目安については、前記ア、イ、ウを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安は3.3%を基準として検討

岩手労働局
4.9.30
受付

することが適当である。地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させる必要も考慮し、A・BランクとC・Dランクの差を1円とすることが適当である。

中央最低賃金審議会の公益委員見解は、上記のように①今年度の賃上げは物価上昇率を反映していない、②最低賃金近傍の労働者にとって、物価上昇率は「基礎的支出項目」が最も重要な値ではあるとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率を採用し、結論としてA・Bランク31円、C・Dランク30円を引き上げの目安としています。

一方、公益委員見解の中では、地方最低賃金審議会に対する期待として「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。」としています。現状は、まさに消費者物価等の状況認識に大きな変化が生じています。

帝国データバンクが9月1日に公表した「食品主要105社」価格改定動向調査によれば、今年1月から8月までに1万642品目の値上げが行われました。9月には2424品目、10月にはさらに6532品目の値上げが計画されています。各品目の価格改定率は平均で14%に達するとしています。総務省が9月20日に発表した8月の全国消費者物価指数は総合で前年同月比2.8%上昇、「持ち家の帰属家賃を除く総合」では3.6%上昇、生活必需品などの「基礎的支出項目」では4.8%の上昇となっています。まさに記録的な「値上げの秋」の様相を示しています。

フランスでは、毎年1月の最低賃金の改定と別に物価スライド制が導入されており、最低賃金改定時から物価が2%上がると、最低賃金は自動改定される仕組みになっています。これにより2021年10月には物価スライドにより最低賃金は2.6%引き上げられました。さらに、2022年1月の定例の改定では0.9%引き上げ、2022年5月には物価スライドで2.2%引き上げ、8月には物価スライドにより1年足らずのうちに4回目の改定が行われ、11.06ユーロ（約1538円）に引き上げられました。

ドイツは、最低賃金を2021年7月に1.1%引き上げ、2022年1月には2.3%引き上げ、2022年7月には6.4%引き上げています。さらにEUの推奨値である賃金中央値の60%の最低賃金を達成するため、2022年10月には14.6%引き上げ12ユーロ（約1669円）とすることが閣議決定されています。

これまで実施したことの無い年度途中の再改定諮問には大変なハードルがあることは理解します。しかし、政府も「物価・賃金生活総合本部」を設置し、足下

の原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、賃金の上昇を通じてコロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするべく、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うとしています。最低賃金近傍で働く労働者は蓄えもなく、物価高騰の中で、食費にも事欠くような厳しい冬を迎えようとしています。物価高騰の中、低所得者層の生活を守ることは重要な政策課題です。最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。物価高騰という緊急事態の中で、年度途中での改定に向けて、最低賃金改定制度を柔軟に運営していくことが求められています。

今年度の最低賃金改定に対して、前提とされていた「消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じ」ています。2022年8月乃至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、特にも北海道に次ぐ寒冷地岩手で働く最低賃金近傍の労働者の生活に思いを寄せて、年内に最低賃金法第12条に基づき、岩手地方最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改正を諮問するよう要請します。

以上